

2007年2月9日

【モニタリングレポート】

地域金融機関平成18年3月CDO（全国地銀CLO（沖縄CLO）を含む）
(第4回中小企業金融公庫(買取型))

優先受益権：AAA

メザニン受益権：AA

格付投資情報センター（R&I）は上記の信託受益権のモニタリングレポートを公表しました。

【コメント】

発行日から12月20日までの期間(計算期間)における裏付け資産の累積デフォルトおよび長期延滞債権の発生率は0.14%であり、R&Iの予測値を下回っている。劣後比率に比して損失の影響は小さい。なお2件利息の延滞が発生しているが、うち1件は現時点ではすでに解消済みである。

【格付け対象】

信託の名称	地域金融機関平成18年3月CDO (全国地銀CLO（沖縄CLO）を含む)	
金額	優先受益権 6,000,000,000 円 メザニン受益権 170,000,000 円	
委託者	中小企業金融公庫	
参加金融機関	莊内銀行、富山銀行、※琉球銀行、※沖縄銀行、栃木銀行、ぐんま信用金庫、高崎信用金庫、足利小山信用金庫、さわやか信用金庫、岐阜信用金庫、豊田信用金庫、大阪信用金庫、第一勧業信用組合 ※ 全国地銀CLO（沖縄CLO）参加金融機関	
受託者	みずほ信託銀行	
信託受益権販売業者	三菱UFJ証券	
裏付け資産	地域金融機関平成18年3月CDO（全国地銀CLO（沖縄CLO）を含む） の参加金融機関が募集した中小企業向け貸付債権	
信託設定日	2006年3月23日	
予定最終償還日	2009年4月15日	
法定最終償還日	2010年4月15日	
償還方法	コントロールド・アモチゼーション (優先受益権、メザニン受益権の割合に応じたプロラタ償還)	
信用補完	優先劣後構造	
	現在の格付け (発行時の格付け)	
優先受益権	AAA (AAA)	メザニン受益権、シニア劣後受益権、 ジュニア劣後受益権（劣後比率約15.1%）
メザニン受益権	AA (AA)	シニア劣後受益権、ジュニア劣後受益権 (劣後比率約12.7%)
備考	格付けは、法定最終償還日までに優先受益権、メザニン受益権の元本が全額支払われ、期日通りに配当される可能性を評価したものである。	

【モニタリングのポイント】

本件の信託は、元本と配当の受け取りの順に優先受益権、メザニン受益権、シニア劣後受益権およびジュニア劣後受益権を設定している。各受益権について、それよりも元本の受け取り順位が低い受益権の元本金額合計が信用補完となっている。ジュニア劣後受益権は、各参加金融機関が募集した債権プールに対応している。本件では13の参加金融機関が貸付債権の募集を行い、それぞれの参加金融機関に対応した13のジュニア劣後受益権を設定している。各ジュニア劣後受益権は、対応する参加金融機関が譲渡した貸付債権の損失のみを負担し、他の参加金融機関が譲渡した貸付債権の損失を負担することはない。優先受益権、メザニン受益権およびシニア劣後受益権は、各ジュニア劣後受益権の元本金額を超える損失を貸付債権を譲渡した参加金融機関によらず負担する。

モニタリングにあたっては、損失額に加え、その損失の分布（どの参加金融機関のプールの損失なのか）に着目し、各受益権の格付けが妥当なものであるかどうかを確認している。

【経過と見通し】

発行日から計算期間末日までにデフォルト債権が1件、利息の延滞債権が2件発生している。延滞債権のうち1件（元本金額10,000,000円）の延滞は現時点ですでに解消済みである。劣後比率に比して損失の影響は小さい。

裏付け資産の状況は以下のとおりである。

	2006/3/23	2006/12/20
債権元本残高	7,075,000,000円	7,065,000,000円
元本残高率	100%	99.86%
延滞債権元本金額	0円	30,000,000円
延滞率	0%	0.42%
長期延滞債権元本金額	0円	0円
長期延滞率	0%	0%
累積デフォルト債権元本金額	0円	10,000,000円
累積デフォルト率	0%	0.14%
債務者数	320社	319社

元本残高率：計算期間末日の元本残高／当初債権元本残高

延滞債権元本金額：計算期間末日時点で3カ月未満の延滞である債権の元本金額

延滞率：計算期間末日の延滞債権元本金額／計算期間末日の債権元本残高

長期延滞債権元本金額：計算期間末日時点で3カ月以上延滞である債権の元本金額

長期延滞率：計算期間末日の長期延滞債権元本金額／計算期間末日の債権元本残高

累積デフォルト債権元本金額：計算期間末日時点のデフォルト債権の累計元本金額

累積デフォルト率：計算期間末日の累積デフォルト債権元本金額／当初債権元本残高

デフォルト債権：デフォルト債権は以下のいずれかに該当するものをいう。

①原債務者に金銭消費貸借契約に定める「期限の利益の当然喪失事由」に該当する事由が生じたもの

②原債務者に金銭消費貸借契約に定める「期限の利益の請求喪失事由」に該当する事由が生じ、かつ請求通知により期限の利益を喪失したもの

2006年12月20日時点の延滞債権元本金額欄の金額は、利息が延滞した債権の元本金額である。